

平成17年9月9日
経済産業省
九州経済産業局

資格商法の電話勧誘販売業者に業務停止命令（9か月間）

経済産業省は、衛生管理者の資格教材の電話勧誘販売業者である株式会社日本実務学院（福岡県福岡市）に対し、特定商取引法の違反行為（不実告知、氏名等不明示、再勧誘及び迷惑勧誘）を認定し、同法第23条第1項の規定に基づき、本年9月10日から平成18年6月9日までの9か月間、同社の業務の一部を停止するよう命じました。

1. 株式会社日本実務学院は、かつて同社から教材を購入したことがある消費者に電話をかけ、「最初の契約のとき、次のステップに進むための勉強をやらなければいけないことになっていたはず。そのために教材を買ってもらわないといけない。」等と告げ、消費者に新たな教材を購入する義務が存在するかのようには偽るといふ、違法な勧誘をしていました。
2. また、株式会社日本実務学院は、電話帳の中から無作為に選んだ事業所に電話をかけ、「安全情報サービス」という架空の団体名を名乗った上で、最低年齢調査等と称して若い年齢層の従業員の名前を聞き出し、あらためてその者を名指しして電話をかけ勧誘をしていました。
その際、株式会社日本実務学院は、「株式会社日本実務学院」という正式な名称を告げずに、「衛生管理指導センター」を名乗り、勧誘を行う者の氏名も偽り、さらに、「うちは労働局の認可を受けてやっているのでご安心ください。」「この資格は、飲食店で仕事をしていれば必要。」等と告げており、あたかも国の関与のもとに教材の販売を

しているかのように誤信させたり、また、衛生管理者の資格を必ずしも必要としない消費者に対しても、仕事をしていくためには、あたかもこの資格をとらなければいけないかのように偽るなど違法な勧誘をしていました。

3 . さらに、消費者の職場に長時間にわたり電話をかけて勧誘したり、断っている消費者に対して再度電話をかける等、違法な再勧誘や迷惑勧誘をしていました。

(注) 衛生管理者は、労働安全衛生法に基づく国家資格で、事業場の衛生管理の任に当たる。

【 本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話 0 3 - 3 5 0 1 - 4 6 5 7
北海道経済産業局消費者相談室	0 1 1 - 7 0 9 - 1 7 8 5
東北経済産業局消費者相談室	0 2 2 - 2 6 1 - 3 0 1 1
関東経済産業局消費者相談室	0 4 8 - 6 0 1 - 1 2 3 9
中部経済産業局消費者相談室	0 5 2 - 9 5 1 - 2 8 3 6
近畿経済産業局消費者相談室	0 6 - 6 9 6 6 - 6 0 2 8
中国経済産業局消費者相談室	0 8 2 - 2 2 4 - 5 6 7 3
四国経済産業局消費者相談室	0 8 7 - 8 6 1 - 3 2 3 7
九州経済産業局消費者相談室	0 9 2 - 4 8 2 - 5 4 5 8
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	0 9 8 - 8 6 2 - 4 3 7 3

株式会社日本実務学院に対する行政処分の内容

1. 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社日本実務学院
- (2) 代表者：白濱 隆
- (3) 所在地：福岡市早良区百道浜三丁目3番1号
- (4) 資本金：1,000万円
- (5) 設立：平成4年6月1日
- (6) 取引形態：電話勧誘販売
- (7) 商品：書籍
衛生管理者資格教材関係
「マスターノート・標準問題集」「試験対策ノート・試験対策問題集」等
その他
「行政書士」「ビジネス実務法務検定」「ゼネラルマネジメント」関連
- (8) 販売価格：120,000～198,000円
- (9) 売上高：155百万円（H15.6～H16.5）
- (10) 従業員数：12人（H17/4時点）

2. 取引の概要

- (1) 株式会社日本実務学院（以下、「日本実務学院」という。）は、かつて同社と資格教材の購入契約をしたことのある消費者に電話をかけ、あたかも最初の契約に関連して新たな教材の購入の義務が存在するように告げるなどして、教材の販売について勧誘し、電話等により契約の申込みを受けている。
- (2) また、日本実務学院は、電話帳から無作為に選び出した事業所に電話をかけ、「安全情報サービス」という名称を名乗り、最低年齢調査等と称して若い年齢層の従業員の名前を聞き出した後、あらためてその者を名指しして電話をかけ、「衛生管理指導センター」と名乗り、国の関与のもとに本件教材の販売をしているかのように誤信させ、また、衛生管理者の資格を必ずしも必要としない消費者に対しても、仕事をしていくためには、あたかもこの資格をとらなければいけないかのように告げて、教材の販売について勧誘し、電話等により契約の申込みを受けている。

3. 業務停止命令の内容等

(1) 内容

特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

電話勧誘販売に係る売買契約の締結について勧誘すること。

電話勧誘販売に係る売買契約の申込みを受けること。

電話勧誘販売に係る売買契約を締結すること。

(2) 業務停止命令の期間

平成17年9月10日から平成18年6月9日まで（9か月間）

4. 業務停止命令の原因となる事実

日本実務学院は、以下のとおり特定商取引法に違反する行為を行っており、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 不実告知（特定商取引法第21条第1項）

過去の契約に関する義務についての不実告知

日本実務学院は、かつて同社から商品を購入したことがある消費者に対し、本件教材の売買契約の締結について勧誘した際、「最初の契約のとき、次のステップに進むための勉強をやらなければいけないことになっていたはず。そのためには教材を買ってもらわないといけない。」「資格を取って終わりということで最初に約束している。」等と、あたかも、消費者がかつて購入した商品の売買契約に関連する何らかの義務が存在し、このため同社から本件教材を購入する義務があるかのように告げていた。

しかし、実際には、当該消費者にとって、上記契約に関連して、本件教材を購入する義務は何ら存在せず、日本実務学院は自らの顧客情報に基づき、消費者に電話をかけ、過去の同社の商品の売買契約とは何ら関係のない本件教材の購入を勧誘しているに過ぎない。

資格取得の必要性に係る不実告知

日本実務学院は、過去に取引のない新規の消費者に対し、本件教材の売買契約の締結について勧誘した際、「この資格は、飲食店で仕事していれば必要。」「制度が変わって、年月からは衛生管理者の資格をとらないと飲食店では仕事をしてはいけないようになったんですよ。」等と、仕事をしていくためには、あたかもこの資格を取らないといけないかのように告げていた。

しかし、実際には、当該消費者が仕事をしていくために同資格を取らなければならない必要性はない。

日本実務学院の業務に国が関与しているとの不実告知

日本実務学院は、過去に取引のない新規の消費者に対し、本件教材の売買契約の締結について勧誘した際、「うちは労働局の認可を受けてやっているのでご安心ください。」「当社は、厚生労働省の優遇措置による衛生管理者の資格取得を勧めている会社です。」等と、あたかも国の関与のもとに本件教材の販売をしているかのように告げていた。

しかし、実際には、同社の本件教材の販売に、国が関与しているという事実はない。

(2) 氏名等の不明示(法第16条)

日本実務学院は、消費者に対し、本件教材の売買契約の締結について勧誘した際、「衛生管理指導センター」を名乗り、株式会社日本実務学院という正式な名称を告げておらず、勧誘を行う者の氏名を詐称し、また、その電話が本件教材に係る売買契約の締結について勧誘するものであることを告げていなかった。

(3) 再勧誘の禁止(法第17条)

日本実務学院は、電話勧誘を受けた消費者が本件教材の売買契約を締結しない旨の意思表示をしたにもかかわらず、さらに、その電話で勧誘を続けて、又は再び電話をかけて当該売買契約の締結について勧誘をしていた。

(4) 迷惑勧誘(法第22条第3号、同法施行規則第23条第1号)

日本実務学院は、消費者に対し、本件教材の売買契約の締結について、長時間にわたり勧誘を続け、又は執拗に勧誘を続ける等当該消費者が迷惑を覚えるような仕方で勧誘をしていた。

5. 勧誘事例

【事例1】

日本実務学院の販売員は、平成16年7月末から8月初め頃、飲食店に勤務するAの勤務先に「衛生管理指導センター」と名乗って電話をかけ、「飲食店に勤めているのであれば、これから先仕事をしていく上で必要になる資格の話なんです。」と切り出し、「これは労働局からも言われていることなので、資格を持っていないといけません。」などと告げた。これに対し、Aは「いいですから。」と断って電話を切ったが、数日後、同販売員は、夕方の仕事が忙しい時間帯に再び電話をかけてきて、「この資格は、飲食店で仕事していれば必要。」「労働局からも、資格を取っていないといけませんと聞いている。」など、あたかも飲食店で仕事をする人はこの資格を取っていないといけませんという労働局の指示が出ているかのように告げ、執拗に勧誘を続けた。

これに対しAは、自分が勤める会社の本社の名称を告げた上で、「必要ならば本社を通してください。」と再度断った。しかしながら、同販売員は、「テキストを送りますからやって下さい。」と言うばかりで、テキストが衛生管理者の教材であることや衛生管理者がどのような資格なのかについては何も説明することなく、また、教材代金についても毎月の支払額だけを告げて、「支払ったお金は、後々戻ってくるから大丈夫。」と言い、なぜ戻るのか、いくら戻るのかについての説明を全くしなかった。

Aは、夕方で仕事が忙しくなってきたことと、同販売員がしつこく労働局、労働局と言って勧誘するので、頭の中が混乱し、面倒になってしまい、同販売員が、「資

料を送るので住所を教えてください。」と尋ねたとき、Aは、資料だけならば送ってもらっても構わないと思い、自宅住所と携帯電話の番号を教えた。後日、教材のクレジット申込書等が送付されてきた。

【事例2】

日本実務学院の販売員は、平成17年6月頃、清掃会社に勤務するBの勤務先に電話をかけ、日本実務学院という自社の名前を告げることなく、「Bさんの衛生管理者の受講の申込が間に合わないのですけど。」「Bさんが衛生管理者資格の受講申込をまだ出されていないので、電話させて頂いたんです。Bさんの申込は電話でしていただけますので。今電話で申し込めば間に合いますから。」「衛生管理者は事業所には必ず要るんですよ。」「清掃業にはこの資格が必要なんですよ。」などと告げた。

Bは、突然のことで、最初は何のことを言っているのかが理解できなかったが、途中で資格教材の勧誘の電話だとわかり、「今は必要ないから。」と断ったが、同販売員は執拗に勧誘を続け、「今電話で申し込めば間に合いますから。」と繰り返した。Bは、会社あての電話が社長の携帯電話に転送されるようになっていたところ、仕事中に社長から携帯電話を借りて話していたので早く電話を切らなければという焦る気持ちから、同販売員から自宅の住所と名前を確認されたときに、そのまま教えてしまった。

後日、同社からBの自宅宛てに封筒が届き、「クレジット申込書」等が入っていた。その書類を見て、Bは初めて電話をかけてきた相手が「日本実務学院」であることを知った。

【事例3】

日本実務学院の販売員は、平成16年2月頃、かつて同社と衛生管理者資格教材の契約をしたことのある、製造業者に勤務するCの携帯電話に電話をかけ、「以前教材を買われましたよね。次の回の申込をしてください。」「最初の契約のとき、次のステップに進むための勉強をやらなければいけないことになっていたはず。そのために教材を買ってもらわないといけない。」と告げた。

Cは、平成13年12月頃、同社から、「仕事に役立つ資格がある。」「調理師の人は免許を更新しなければいけないんで、勉強をやらなければまずいですよ。」などと紛らわしい言い方で勧誘され、自分が取得している調理師資格のことと勘違いして、衛生管理者教材の購入契約を締結してしまった。しかし、このときの説明では、「次のステップに進むための勉強をしなければいけない。」とは一切聞いていなかったため、Cは、「最初に契約したときには、そんな話は聞いていない。支払ももうすぐ終わるはずなのに、なぜ2回目の契約をしなければいけないのか。」と反論し、以

前の申込書などにそんなことが書いてあるのかどうか調べるために、一旦電話を切った。

Cは、以前のクレジット申込書を探し出し確認したが、そのような記載はなかったため、販売員に、「2回目の契約までしなければいけないようなことは書いてないではないか。」と言ったところ、同販売員は「では、最初の教材費を払ってしまってから、もう一度やりなおすんですね。」「それでいいんですね。」と言ったので、Cがそんなのおかしいと言り返したところ、「そんなこと言うんだったら、別の手段を考えますから。」と強い調子で言って電話が切れた。

【事例4】

日本実務学院の販売員は、平成16年2月頃、飲食店に勤務するDの勤務先に電話をかけ、「高等学校を卒業していますか。」「調理歴は何年ぐらいになりますか。」などと尋ねた。Dは、「高校は卒業しています。」「調理歴はだいたい3年ぐらいになります。」と答えた。これに対して、同販売員は、「だったら試験を受ける資格があるので、受験してみませんか。」と言って衛生管理者の資格と資格取得後のメリットを説明し始めた。Dは、説明の中で「店を出すには調理師免許の他にこの衛生管理者の資格も必要です。」などと説明されたことから、教材の購入を承諾した。

それから2か月くらい経った、平成16年4月頃、最初の販売員とは異なる別の販売員がDの勤務先に突然電話をかけ、「担当が変わりました。別の参考書を送りますので、クレジット申込書に必要事項を記入して送り返してください。」と、あたかも、Dが以前に衛生管理者教材を購入したことにより、次の参考書を買うのは当然だと言うような口ぶりで一方的かつ強引に勧誘した。その後、Dの元にクレジット申込書が一方的に送られてきたが、Dはクレジット申込書を返送しなかったところ、2、3日して同販売員から電話があったので、Dは、「最初の教材を申し込むときに、次の教材を購入する必要があることなど何も聞いてなかったのに、いきなり40数万円もする参考書の契約書を送りつけてくるなんてどうなっているの。」「再度の契約をするつもりはない。」とはっきり断った。また、最初契約した時の販売員が、「店を出すには調理師免許の他にこの衛生管理者の資格も必要です。」と言ったことについて、Dが勤務する飲食店の他の従業員に確認したところ、そんな資格は必要ないということだったので、Dが「話が違うので、最初の契約も止めたい、テキストは返品する。」と言ったところ、同販売員は「契約書に書いてあるとおり、契約はやめられない。」などと言うばかりで、最後には「明日又話しましょう」といって電話を切った。その後も、同販売員が連日のようにDの仕事中に電話をかけてきて、「契約はやめられない、新しい契約書を返送してほしい。」と強引で威圧的に言うので、Dは、ちょっと怖い感じがして電話をなかなか切ることができなかった。